

新型コロナウイルス感染症対策のための町立幼稚園・小中学校の
臨時休校延長について（令和2年4月30日）

嘉手納町教育委員会

県教育委員会は、4月29日に「県立高校や特別支援学校などの5月6日までの休校を2週間程度延長する」決定をしました。

この決定を受け、本町では町立幼稚園・小中学校の授業再開にむけて、町長と教育長との間で調整を行い、今後の対応方針を決定しました。

記

1 臨時休校期間延長

5月20日（水）まで

町立幼稚園・小中学校授業開始

- | |
|---------------------------------|
| (1) 1学期始業式（小中学校） 令和 2年 5月21日（木） |
| (2) 入学式 |
| 小学校 5月 22日（金）午前 |
| 中学校 5月 22日（金）午後 |
| (3) 幼稚園の入園・進級式は 5月21日（木） |

※緊急事態宣言の動向を踏まえ、再開時期を変更することもある。

※学習や生活状況確認の対応を行う。

※小学校低学年の児童については、家庭の状況により預かり手がいない場合、臨時休校中も登校可能とし、学校（午前・昼食・午後）で預かる。

なお、保護者から相談がある場合は3年生児童以上についても学校で預かる。

2 休校中の留意点

- (1) 手洗い、咳エチケット等の感染予防を継続する。
- (2) 休校の目的は地域全体での感染拡大を抑えることにあることから、自宅待機とし不要不急の外出を控える。
- (3) 休校期間中は、児童生徒の公共施設（図書館、児童館、マルチメディアセンター、体育館など）への立ち入りを制限する。
- (4) 部活動（スポーツ少年団活動を含む）は休止する。
- (5) 休校中の連絡・周知等は、広報マイクやメーリングサービス、学校HP等を活用する。
- (6) 感染が疑われる場合や感染した場合の対応については、各関係機関へ相談し、指示を受ける。
- (7) 緊急な相談や問い合わせ等がある場合は、各幼稚園・小学校・中学校へ連絡する。
- (8) 幼児・児童・生徒については、保護者（各世帯）による健康観察を継続する。